

2021年10月11日

大阪市
市長 松井 一郎様
大阪市教育委員会
教育長 山本 晋次様

大阪教育合同労働組合
執行委員長 増田 俊道
同 大阪支部
支部長 山口 昌孝

団体交渉申入書

当組合は、2021年度の賃金改善要求等について団体交渉を、以下の内容で申し入れるので誠意をもって応じられたい。

記

1. 団交日時 双方協議の上、早期に設定
2. 団交場所 大阪市庁舎内
3. 団交事項
 1. 下記「賃金改善に関する要求事項」及び「年末一時金に関する要求事項」について
 2. その他関連する事項について

4. 要求事項

【賃金改善に関する要求事項】

- (1) 賃金に成績主義を反映させないこと。
- (2) 月例給については、全職員の給料表を引き上げること。
- (3) 同一職務内容でありながら賃金に格差を設ける主務教諭制度を廃止すること。
- (4) 教育職給料表において特2級を廃止すること。
- (5) 労働基準法の規定に従い時間外手当を支給すること。支給できない場合は調整手当の割合を引き上げること。
- (6) 諸手当について、支給率・額・基準等を改善すること。
- (7) 育児休業中の賃金を保障すること。
- (8) 2020年4月1日に施行された「パートタイム・有期雇用労働法」のガイドラインに則り、常勤講師の賃金を給料表2級に格付けすること。
- (9) 常勤講師の賃金を給与表2級に格付けしている自治体の状況を明らかにすること。
- (10) 再任用職員の賃金について、退職時の賃金の75%以上を支給すること。
- (11) 2020年4月1日に施行された「パートタイム・有期雇用労働法」のガイドラインに則り非常勤講師・非常勤職員の待遇を正規職員と均等にすること。
 - ①非常勤講師の賃金を在校時間に応じて支給すること。

- ②非常勤講師・非常勤職員の雇用を保障し、常勤職員に準じた賃金を支給すること。
- ③非常勤講師・非常勤職員に常勤職員に準じた退職金を支給すること。
- ④時間外労働については、時間外勤務手当を支給すること。

(12) 管理職手当を廃止すること

【年末一時金に関する要求事項】

- (1) 年末一時金の支給割合を引き上げること。
- (2) 一時金の役職段階別加算（傾斜配分）を廃止すること。
- (3) 勤勉手当へ「成績率」適用をやめること。
- (4) 勤務時間数が週当たり 15.5 時間未満であっても全ての非常勤講師・非常勤職員に常勤職員に準じた期末手当を支給すること。
- (5) 再任用職員の支給割合を引き上げること。
- (6) その他関連事項について

以 上